

寒川町選挙管理委員会告示第48号

令和5年8月27日執行の寒川町長選挙及びこれと同時に行う寒川町議会議員補欠選挙における専ら手話通訳のために使用する者及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記のために使用する者、それぞれ1人に対し支給することができる報酬の最高額は、それぞれ1日につき15,000円とする。

令和5年8月22日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光